

令和6年1月12日

対面型特定保健指導業務委託（概算契約）に係る質問回答書

大阪市職員共済組合

質問	回答
1. 前年度受託企業名、契約金額についてご教授ください。	<p>過去の業務委託及び物品供給等入札結果については、当共済組合ホームページに掲載しています。</p> <p>本案件は新規案件ですが、過去の類似案件（案件名称：「特定保健指導業務」※）業務委託入札結果は、令和3年度及び平成30年度でご確認いただけます。</p> <p>（掲載場所：当共済組合ホームページ「ホーム画面」→「入札契約情報」→「業務委託及び物品供給等入札結果」→「令和3年度」及び「平成30年度」）</p> <p>※過去の類似案件は、対面型特定保健指導だけでなく、ICT型特定保健指導を含めた業務委託契約です。</p>
2. 仕様書 p.1 の5 の対象者数に対する利用者数は対面型のみの見込み数でしょうか。対面型のみの場合は、ICT型の見込み数をご教示ください。	<p>利用者数は対面型のみの見込み数となります。ICT型（別事業者が実施）の見込み数は、動機付け支援100人、積極的支援100人の合計200人です。</p>
3. データの授受方法について、CD-ROMでの受取という認識で相違ございませんでしょうか。	<p>データの提供方法は特に指定していません。</p> <p>現行では、パスワードをかけてメールでデータ(Excel形式)を提供しており、CD-ROMでの提供を希望する場合、受注者は必要枚数を発注者に提出することとします。</p>

<p>4. 仕様書 p.2 の 7 (3) に係る受付期限については、別途協議が可能でしょうか。</p>	<p>利用申し込みの受付期限については、現状、当日に会場で利用希望者がいた場合にも申込を受付けており、可能な限り受付期間を長く設定したいと考えているため、仕様書 p.2 の 7 (3) に記載している期限以外の設定はできません。</p>
<p>5. 仕様書 p.3 の 7 (4) に係る予約確認通知の手段は、郵送だけでなく、メールによる対応は可能でしょうか。</p>	<p>申込書にメールアドレスが記載されている場合には可能です。</p>
<p>6. 電話予約の場合、仕様書 p.3 の 7 (4) に係る予約確認通知の郵送(またはメール)は必須となりますでしょうか。</p>	<p>必須とします。 電話・WEB・郵送いずれの申込の場合であっても、受注者は郵送文書またはメールにて、申込者あてに予約確認通知を行ってください。</p>
<p>7. 仕様書 p.3 の 7 (4) 予約確認通知の送付について、受付期限ぎりぎりの申込があった際、文書による予約確認通知が初回面談までに間に合わない場合は電話等の方法で日時・場所・持参物等を伝えるのでも問題ないでしょうか。</p>	<p>利用申込が受付期限の直前だった場合に限り、速やかに連絡が取りやすい電話等で日時・場所・持参物等を申込者に連絡することで差支えありません。</p>
<p>8. 仕様書 p.4 の 7 (6) ア (ウ) で、「会場型については、計 35 回程度の実施とする」とありますが、事業者が市内に会場を用意して実施することは可能でしょうか。可能な場合、条件等があればご教示ください。</p>	<p>仕様書に記載の発注者が提供する会場に加えて、受注者で別途会場を用意することは可能としますが、仕様書 p.4 の 7 (6) ア (エ) に記載の訪問型の実施に支障をきたさない程度の回数としてください。 なお、大阪市内中心部や駅近辺等、対象者が利用しやすい会場とし、発注者と受注者で協議のうえ決定することとします。</p>

<p>9. 仕様書 p.4 の 7 (6) ア (オ) の「対面型特定保健指導 (初回面談) 受講済証」について、社印の捺印でなく、印影を利用した印刷物での対応は可能でしょうか。</p>	<p>印影を利用した印刷物での対応は可能です。</p>
<p>10. 請求書・実施報告書は、紙面・電子データ (エクセル) の両方が必要でしょうか。</p>	<p>どちらか一方の形式での提出で差支えありません。</p>
<p>11. 当社サービスでは、面談予約、及び、事前の教材発送業務を業務委託を実施しているため、仕様書に記載された「1.1 委託業務の再委託について」のイの条件を満たすことができない可能性があります。こちらについては、仕様書の「1.2 仕様書の追加・変更について」における別途協議の対象になりえますでしょうか。</p>	<p>仕様書「7 委託業務の範囲」(1)～(11)の業務については、本委託業務の主要部分とみなしていますので、別途協議の対象にはなりません。</p>